

接骨院・整骨院の**ほんとうに**正しいかかり方

接骨院・整骨院は国家資格を持つ柔道整復師が施術を行う健康保険が使える施設です。



痛みや症状の出た「外傷性が明らかな」スジ、筋肉、じん帯などを傷めたものの施術（治療）を健康保険を使って受けられます。

転んだ・ぶつけた・捻ったなどの原因以外にも「くり返し作業した」「いつもより酷使した」「筋肉がつって痛めた」などの原因でも「外傷」は起こり、健康保険の対象となります。

内科の病気や慢性の痛み（骨の変形や軟骨がすり減ったなど）に対して医療機関で治療を受けている場合でも、新たに筋肉・靱帯などを傷めた場合に対しては健康保険が使えます。

医療機関（病院・診療所）で同じケガの治療を受けた同日は、接骨院による施術に対しては健康保険が制限される場合があります。（診察のみの場合を除く）骨折等の継続施術への同意を受けるため、医療機関で診察を受けた場合などには接骨院での施術も健康保険が使えます。

健康保険でかかりましょう



- ・捻挫や打撲、肉ばなれなど、痛みが出たきっかけや原因となる動作がある痛み、ケガ、外傷など
- ・骨折や脱臼への応急処置の手当て
- ・ぎっくり腰や寝ちがえ
- ・スポーツによる外傷や酷使をしたために傷めたもの

- ・骨折や脱臼への応急処置後の継続した施術
- ・骨折等で入院し、退院後の在宅施術（往療）
- ・骨折等の手術後の施術（後療や運動療法など）

* 通院が困難な場合は、往療(往診)が適応となる場合があります。

お気軽にお問い合わせください。



健保使用が制限されます

- ・マッサージ代替りの施術
- ・内科的病気による症状
- ・脳疾患などによる麻痺など
- ・リュウマチなどの慢性疾患による症状など

* 初検（初診時の問診など）により外傷（ケガ）と判断された場合には健康保険による施術が受けられます。

* 外傷かどうか判断がつかない場合でも初検料のみ健康保険が適応されます。



痛みやつらい症状は放置せずご相談ください

発行者 公益社団法人栃木県柔道整復師会

〒320-0046 栃木県宇都宮市西一の沢町4-7

TEL 028-648-0502 <https://www.sekkotuin.jp/>

ホームページ
QRコード

